

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） に対するご意見を募集します

堺市では、一時保護されるこどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を推進し、一時保護施設の質を担保するため、児童福祉法の規定により、堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）をとりまとめました。

つきましては、パブリックコメント制度に基づき同案に対するご意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和 6 年 8 月 21 日（水）～令和 6 年 9 月 20 日（金） ※郵送の場合は 9 月 20 日（金）消印有効

2 意見の提出方法

募集期間中に次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。

なお、口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○郵 送：〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町 4 丁 3 番 1 号 堺市立健康福祉プラザ 3 階
堺市子ども相談所あて

○窓口持参：堺市子ども相談所（堺市立健康福祉プラザ 3 階）

○ファックス：072-241-0088

○電子メール：koso@city.sakai.lg.jp

○本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォーム（電子申請システム）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/cb3e2d6f-43d1-4319-92b3-49ec54311eb2/start>

※令和 6 年 8 月 21 日（水）午前 9 時から公開します。

3 内容

○堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）【概要版】

○一時保護施設の設備及び運営に関する基準

4 閲覧・配布場所

令和 6 年 8 月 21 日（水）から、市政情報センター（市役所高層館 3 階）、各区役所市政情報コーナー、堺市立各図書館、子ども相談所（堺市立健康福祉プラザ 3 階）で閲覧及び無料配布します。また、堺市ホームページでも閲覧できます。

【堺市ホームページ】

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/boshu/sankasha_boshu/itihosisetunikansurukijun.html

5 その他

○提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する本市の考え方を市ホームページ等で一定期間公表します。

- ご意見を提出された方の個人情報は公表しません。
- ご意見を提出された方に対し、個別の回答はしません。
- ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。
- 単に賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や本市の考え方をお示しできません。
- 提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表しません。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：子ども青少年局 子ども相談所 電 話：072-245-9197 ファックス：072-241-0088
----------------------------	--